

## 災害時等における二宮町内認可保育所、認定こども園及び学童保育所の臨時休所措置等のガイドライン

### 1. 目的

災害等により保育所及び学童保育所に対して、人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合に、児童と保育従事者の生命と身体の安全を守るため、町内認可保育所、認定こども園及び学童保育所における臨時休所措置等の判断及び対応を定めたガイドラインを策定する。

### 2. 対象

町内認可保育所、認定こども園及び学童保育所（※民間学童保育所も同様の対応をしています）

### 3. 臨時休所等の判断基準

次の基準に至った際に臨時休所とする。

区分	条件	対応	対象
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内全域に警戒レベル3（高齢者等避難）以上の避難情報が発令されたとき。</li> <li>気象庁から、二宮町に対しレベル4危険警報またはレベル5特別警報が発令されたとき。</li> </ul>	すべての対象を休所	町内全認可保育所、認定こども園及び学童保育所
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内の一部の区域に警戒レベル3（高齢者等避難）以上の避難情報が発令されたとき。</li> </ul>	区域内に所在するすべての対象を休所	対象区域の全認可保育所及び学童保育所
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内にレベル4土砂災害危険警報が発令されたとき。</li> </ul>	土砂災害警戒区域内に所在する対象を休所	二宮保育園 梅花保育園 百合が丘保育園 二宮学童保育所 山西学童保育所 一色学童保育所
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象庁から、二宮町に対しレベル5特別警報が発令される可能性がきわめて高いとき。</li> <li>町内に警戒レベル3（高齢者等避難）以上の避難情報が発令される可能性がきわめて高いとき。</li> <li>町内の公共交通機関に気象に起因する運休が生じているか、計画運休が予定されているとき。</li> </ul>	保護者に対し、通所を控えるよう要請	町内全認可保育所、認定こども園及び学童保育所

※その他、町長が認める場合は、必要に応じて各所を臨時休所とする。

### 4. 周知方法

臨時休所とする場合は、通所している保育所、認定こども園及び学童保育所から周知する。

なお、全員への周知ができない場合においては、施設入口に臨時休所する旨と緊急連絡先を示した貼り紙等を掲示する。

### 5. 保育の再開

臨時休所等の判断基準に定める状況がなくなり、運営に支障がないことが確認できた場合に再開する。

## < 参 考 >

○「警戒レベル」の発令について

前頁「3. 臨時休所等の判断基準」にある「警戒レベル」の発令については、以下のとおりです。

警戒レベル	気象情報等	発 令	臨時休所 (詳しくは表頁表参照)
警戒レベル1	早期注意情報	気象庁から左記の気象情報が発表されることが、すなわち警戒レベルの発令となります。	警戒レベル発令による対応はなし
警戒レベル2	氾濫・大雨・土砂災害・高潮の各レベル2 注意報		
警戒レベル3	氾濫・大雨・土砂災害・高潮の各レベル3 警報	左記の <u>気象情報の発表を目安として、自治体判断により自治体が発令します。</u> ※気象情報発表がすなわち警戒レベルの発令ということではありません。	町内全域に発令で、町内全保育所休所  町内一部区域に発令された場合は、対象区域内保育所休所
警戒レベル4	氾濫・大雨・土砂災害・高潮の各レベル4 危険警報		
警戒レベル5	氾濫・大雨・土砂災害・高潮の各レベル5 特別警報		